

定めようとする命令等及び根拠法令条項等一覧表

【意見公募対象一覧】

定めようとする命令等	根拠法令条項等	命令等の案
(1) 無線局免許手続規則の一部を改正する省令	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）	別添 1
(2) 周波数割当計画の一部を変更する件（告示）	電波法第 26 条第 1 項	別添 2
(3) 簡易無線局の周波数及び空中線電力を定める件の一部を改正する件（告示）	電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 13 条第 1 項	別添 3
(4) 自動識別装置を装置しなければならない陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局及び簡易無線局並びにその自動識別装置の技術的条件を定める件の一部を改正する件（告示）	無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）第 9 条の 2 第 1 項	別添 4
(5) 347.7MHz を超え 351.9MHz 以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の周波数を定める件及び簡易無線局であって二以上の送信装置を含めて単一の無線局として申請することができるものを定める件を廃止する件（告示）	無線局免許手続規則の一部を改正する省令（別添 1）	別添 5
(6) 陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件の一部を改正する件（告示）	電波法第 7 条第 1 項第 2 号及び第 4 号	別添 6
(7) 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令 （別紙 1 無線局の局種別審査基準・第 16 簡易無線局）	電波法第 7 条及び行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項	別添 7

【参考】※行政手続法第 2 条第 8 号に該当しないため、意見公募の対象ではありません。

(8) 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令 （別表 3 識別信号の指定基準・表 1・20 簡易無線局）	電波法	別添 8
--	-----	------

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 ○ ○ ○ ○

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(免許の単位) 第二条 「略」 「一〇十 略」 「2〇8 略」 9 移動する無線局のうち、構内無線局であつて総務大臣が別に告示するもの、アマチュア局、ラジオ・ブイの局であつて総務大臣が別に告示するもの及び送信装置ごとに申請することが不合理であると認められる無線局については、第一項の規定にかかわらず、二以上の送信装置を含めて単一の無線局として申請することができる。	(免許の単位) 第二条 「同上」 「一〇十 同上」 「2〇8 同上」 9 移動する無線局のうち、構内無線局であつて総務大臣が別に告示するもの、アマチュア局、ラジオ・ブイの局であつて総務大臣が別に告示するもの、簡易無線局であつて総務大臣が別に告示するもの及び送信装置ごとに申請することが不合理であると認められる無線局については、第一項の規定にかかわらず、二以上の送信装置を含めて単一の無線局として申請することができる。
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この省令は、令和六年十二月一日から施行する。

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和二年総務省告示第四百十一号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○ ○ ○ ○

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、変更前欄及び変更後欄に対して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、変更前欄に掲げる対象規定を変更後欄に掲げる対象規定として移動し、変更前欄に掲げる対象規定で変更後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

変 更 後					変 更 前				
第2 周波数割当表 [1～7 略]					第2 周波数割当表 [1～7 同左]				
周波数割当表					周波数割当表				
[第1表 略]					[第1表 同左]				
第2表 27.5MHz - 10000MHz					第2表 27.5MHz - 10000MHz				
[略]	国内分配(MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	[同左]	国内分配(MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
	348.55- 348.8125	移動	簡易無線通信業務 用			348.55 - 348.8125	移動	簡易無線通信業務 用	割当ては、別表7-2による。 使用は、令和6年11月30日までに 限る。
	348.8125- 351.9	固定	公共業務用 一般業務用			348.8125- 351.9	固定	公共業務用 一般業務用	
		移動	公共業務用 簡易無線通信業務 用 一般業務用	簡易無線通信業務用への割当て は、別表7-2による。			移動	公共業務用 簡易無線通信業務 用 一般業務用	簡易無線通信業務用への割当て は、別表7-3による。
	[略]	[略]	[略]	[略]		[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
	465- 465.175	移動	簡易無線通信業務 用	割当ては、別表7-2による。		465- 465.175	移動	簡易無線通信業務 用	アナログ方式への割当ては、別表 7-1による。使用は、令和6年 11月30日までに限る。 デジタル方式への割当ては、別表 7-3による。
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
	465.9125- 467.5 J87	固定	公共業務用 一般業務用			465.9125- 467.5 J87	固定	公共業務用 一般業務用	
		移動	公共業務用 簡易無線通信業務 用 一般業務用	簡易無線通信業務用への割当て は、別表7-2による。			移動	公共業務用 簡易無線通信業務 用 一般業務用	簡易無線通信業務用への割当て は、別表7-3による。
	[略]	[略]	[略]	[略]		[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
	[略]	[略]	[略]	[略]		[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

	468. 54375- 468. 875 J87	移動	簡易無線通信業務 用	割当ては、別表 7－2 による。
		気象衛星（ 宇宙から 地球） J86	公共業務用 一般業務用	
	[略]	[略]	[略]	[略]

第 3 表 10GHz - 3000GHz

[略]	国内分配 (GHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	50. 4-51. 4	固定 移動	簡易無線通信業務 用	割当ては、別表 7－3 による。
		固定衛星 （地球か ら宇宙） J264A <u>移動衛星</u> （地球か ら宇宙）	電機通信業務用 公共業務用	
	[略]	[略]	[略]	[略]

[国内周波数分配の脚注 略]

[別表 1－1～別表 6－3 略]

別表 7－1 150MHz帯簡易無線局の周波数表

	468. 54375- 468. 875 J87	移動	簡易無線通信業務 用	アナログ方式への割当ては、別表 7－1 による。使用は、令和 6 年 11 月 30 日までに限る。 デジタル方式への割当ては、別表 7－3 による。
		気象衛星（ 宇宙か ら地球） J86	公共業務用 一般業務用	
	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

第 3 表 10GHz - 3000GHz

[略]	国内分配 (GHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	50. 4-51. 4	固定 移動	簡易無線通信業務 用	割当ては、別表 7－4 による。
		固定衛星 （地球か ら宇宙） J264A <u>移動衛星</u> （地球か ら宇宙）	電機通信業務用 公共業務用	
	[略]	[略]	[略]	[略]

[国内周波数分配の脚注 同左]

[別表 1－1～別表 6－3 同左]

別表 7－1 150MHz帯又は400MHz帯簡易無線局の周波数表

154.44375MHz	154.45MHz	154.45625MHz	154.4625MHz	154.46875MHz	154.47MHz
154.475MHz	154.48125MHz	154.4875MHz	154.49MHz	154.49375MHz	154.5MHz
154.50625MHz	154.51MHz	154.5125MHz	154.51875MHz	154.525MHz	154.53MHz
154.53125MHz	154.5375MHz	154.54375MHz	154.55MHz	154.55625MHz	154.5625MHz
154.56875MHz	154.57MHz	154.575MHz	154.58125MHz	154.5875MHz	154.59MHz
154.59375MHz	154.6MHz	154.60625MHz	154.61MHz	154.6125MHz	

[削る]

別表 7-2 400MHz帯簡易無線局の周波数表

[表 略]

別表 7-3 50GHz帯簡易無線局の周波数表

[表 略]

[別表 8-1～別表 11-3 略]

[国際周波数分配の脚注 略]

154.44375MHz	154.45MHz	154.45625MHz	154.4625MHz	154.46875MHz	154.47MHz
154.475MHz	154.48125MHz	154.4875MHz	154.49MHz	154.49375MHz	154.5MHz
154.50625MHz	154.51MHz	154.5125MHz	154.51875MHz	154.525MHz	154.53MHz
154.53125MHz	154.5375MHz	154.54375MHz	154.55MHz	154.55625MHz	154.5625MHz
154.56875MHz	154.57MHz	154.575MHz	154.58125MHz	154.5875MHz	154.59MHz
154.59375MHz	154.6MHz	154.60625MHz	154.61MHz	154.6125MHz	

465.0375MHz	465.05MHz	465.0625MHz	465.075MHz	465.0875MHz	465.1MHz
465.1125MHz	465.125MHz	465.1375MHz	465.15MHz	468.55MHz	468.5625MHz
468.575MHz	468.5875MHz	468.6MHz	468.6125MHz	468.625MHz	468.6375MHz
468.65MHz	468.6625MHz	468.675MHz	468.6875MHz	468.7MHz	468.7125MHz
468.725MHz	468.7375MHz	468.75MHz	468.7625MHz	468.775MHz	468.7875MHz
468.8MHz	468.8125MHz	468.825MHz	468.8375MHz	468.85MHz	

別表 7-2 347.7-351.9MHz帯簡易無線局の周波数表

348.5625MHz	348.575MHz	348.5875MHz	348.6MHz	348.6125MHz	348.625MHz
348.6375MHz	348.65MHz	348.6625MHz	348.675MHz	348.6875MHz	348.7MHz
348.7125MHz	348.725MHz	348.7375MHz	348.75MHz	348.7625MHz	348.775MHz
348.7875MHz	348.8MHz				

別表 7-3 400MHz帯簡易無線局の周波数表

[同左]

別表 7-4 50GHz帯簡易無線局の周波数表

[同左]

[別表 8-1～別表 11-3 同左]

[国際周波数分配の脚注 同左]

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十三条第一項の規定に基づき、令和五年総務省告示第二百五号（簡易無線局の周波数及び空中線電力を定める件）の一部を次のように改正し、令和六年十二月一日から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○○○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

〔一〕略

二一五〇MHz帯（一四二MHzを超え一七〇MHz以下の周波数帯をいう。）の周波数の電波を使用する簡易無線局（次項に掲げるものを除く。）

周波数	一五四・四五MHz以上一五四・六一MHz以下の周波数であつて一五四・四五MHz及び一五四・四五MHzに二〇kHzの自然数倍を加えたもの	空中線電力	五ワット以下	電波の型式	F二D F三E
-----	---	-------	--------	-------	------------

〔削る〕

改正前

〔一〕同上

二一五〇MHz帯（一四二MHzを超え一七〇MHz以下の周波数帯をいう。）又は四〇〇MHz帯（三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数帯をいう。）の周波数の電波を使用する簡易無線局（次項から第五項までに掲げるものを除く。）

周波数	一五四・四五MHz以上一五四・六一MHz以下の周波数であつて一五四・四五MHz及び一五四・四五MHzに二〇kHzの自然数倍を加えたもの	空中線電力	五ワット以下	電波の型式	F二D F三E
-----	---	-------	--------	-------	------------

〔削る〕

〔同上〕

周波数	三四八・五六二五MHz以上三四八・七七五MHz以下の周波数であつて、三四八・五六二五MHz及び三四八・五六二五MHzに二・五kHzの自然数倍を加えたもの	空中線電力	一ワット以下	電波の型式	F二B F二C F二D F三E
-----	--	-------	--------	-------	--------------------------

〔同上〕

五
「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

六
「同上」

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第九条の二第一項の規定に基づき、平成五年郵政省告示第二百五十号（自動識別装置を装置しなければならない陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局及び簡易無線局並びにその自動識別装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正し、令和六年十二月一日から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○ ○ ○ ○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改 正 後	改 正 前
一 自動識別装置を装置しなければならない陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局及び簡易無線局は、次のとおりとする。 〔1 略〕 2 一五〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局（実数零点単側波帯変調方式及び狭帯域デジタル通信方式のものを除く。） 〔削る〕 〔二 略〕	一 〔同上〕 〔1 同上〕 2 一五〇MHz帯及び四〇〇MHz帯の周波数（次号に規定するものを除く。）の電波を使用する簡易無線局（実数零点単側波帯変調方式及び狭帯域デジタル通信方式のものを除く。次号において同じ。） 3 三四七・七MHzを超え三五一・九MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局 〔二 同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	

○総務省告示第 号

無線局免許手続規則の一部を改正する省令（令和六年総務省令 号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、令和六年十一月三十日限り廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○ ○ ○ ○

一 平成六年郵政省告示第四百九号（三四七・七MHzを超え三五一・九MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の周波数を定める件）

二 平成二十年総務省告示第四百六十九号（簡易無線局であつて二以上の送信装置を含めて単一の無線局として申請することができるものを定める件）

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定を実施するため、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○ ○ ○ ○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正前

〔二〕同上

九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局の審査に適用する受信設備の特性

項目		特性
感度	雑音抑圧を二〇デシベルとするために必要な受信機入力電圧が二マイク ロボルト	
一信 号選 択度	六〇デシベル低下の帯域幅が三〇kHz	
実効 選択 度	雑音抑圧を二〇デシベルとするために必要な受信機入力電圧より六デシ ベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、希望波から二五kHz以上離 れた妨害波を加えた場合において、雑音抑圧が二〇デシベルとなるとき のその妨害波入力電圧が一ミリボルト	
相互変調特 性	希望波信号のない状態で相互変調を生ずる関係にある各妨害波を入力電 圧一ミリボルトで加えた場合において、雑音抑圧が二〇デシベル	

〔十二〕十三 同上

十四 F 二 A 電波、F 二 B 電波、F 二 C 電波、F 二 D 電波、F 二 N 電波、F 二 X 電波、F 三 C 電波又は F 三 E 電波三三五・四 MHz を超え四七〇 MHz 以下又は八一〇 MHz 超え九六〇 MHz 以下を使用する移動業務の無線局（放送中継用無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び一時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局を除く。）及び簡易無線局（九〇〇 MHz の周波数の電波を使用するものを除く。）の審査に適用する受信設備の特性

「表同上」

「二五」二四 同上

表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○総務省訓令第 号
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令
電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別紙 1（第 4 条関係）無線局の局種別審査基準 〔第 1～第15 略〕 第16 簡易無線局（法第12条に基づき免許を受けたものに限る。） 〔 1～ 4 略〕 5 電波の型式、周波数、占有周波数帯幅及び空中線電力の選定は、 別表 1 によるほか、次により行うこと。 (1) 周波数変調方式のもので、154. 45MHzから154. 61MHzまでの20kHz 間隔の周波数の電波（以下この第16において「アナログ方式用150 MHz帯」 <u>という。</u> ）を使用するもの ア 周波数の切り替え装置を有するものは、申請された送信機の 切替え可能な周波数に応じて、 <u>最大 9 波</u> の周波数を指定する。 〔イ・ウ 略〕 〔(2) 略〕	別紙 1（第 4 条関係）無線局の局種別審査基準 〔第 1～第15 同左〕 第16 簡易無線局（法第12条に基づき免許を受けたものに限る。） 〔 1～ 4 同左〕 5 電波の型式、周波数、占有周波数帯幅及び空中線電力の選定は、 別表 1 によるほか、次により行うこと。 (1) 周波数変調方式のもので、154. 45MHzから154. 61MHzまでの20kHz 間隔の周波数の電波（以下この第16において「アナログ方式用150 MHz帯」 <u>という。</u> ）又は465. 0375MHzから465. 15MHzまでの12. 5kHz <u>間隔若しくは468. 55MHzから468. 85MHzまでの12. 5kHz間隔の周波数</u> <u>の電波（以下この第16において「アナログ方式用400MHz帯」とい</u> <u>う。）</u> を使用するもの ア 周波数の切り替え装置を有するものは、申請された送信機の 切替え可能な周波数に応じて、 <u>アナログ方式用150MHz帯にあっ</u> <u>ては最大 9 波、アナログ方式用400MHz帯にあつては最大35波</u> の 周波数を指定する。 〔イ・ウ 同左〕 〔(2) 同左〕

[削る]

(3) [略]

[6・7 略]

8 アナログ方式用150MHz帯の周波数の電波を使用するものの無線設備の工事設計は、5の規定によるほか、次によること。

[(1)・(2) 略]

(3) 周波数変調方式の場合の最大周波数偏移は、(±) 5kHzを超えないこと。

[(4)～(6) 略]

[削る]

(3) 348.5625MHzから348.8MHzまでの12.5kHz間隔の周波数の電波をしようするもの

ア 周波数は、申請された送信機の切替えが可能な周波数の数に
応じて、最大20波の周波数を指定する。

イ 空中線電力は、1 W以下とすること。

(4) [同左]

[6・7 同左]

8 アナログ方式用150MHz帯又はアナログ方式用400MHz帯の周波数の電波を使用するものの無線設備の工事設計は、5の規定によるほか、次によること。

[(1)・(2) 同左]

(3) 周波数変調方式の場合の最大周波数偏移は、アナログ方式用150MHz帯の周波数の電波を使用するものは(±) 5kHzを、アナログ方式用400MHz帯の周波数の電波を使用するものは(±) 2.5kHzを超えないこと。

[(4)～(6) 同左]

9 347.7MHzを超え351.9MHz以下の周波数の電波を使用するものの無線設備の工事設計は5の規定によるほか、次によること。

(1) 7の(1)及び(2)の規定を満足すること。

(2) 最高変調周波数は、3kHz以下であること。

(3) 最大周波数偏移は、(±) 2.5kHzを超えないこと。

(4) 発信の方式は、水晶発振方式又はそれと同等以上の電気的特性を維持できるものであること。

9 接続の基本的要件 [(1)・(2)] 略 [削る]	(5) <u>一周波同時送受話方式のものにあつては、通信方式の欄に「単信方式」と記載されており、また、参考事項の欄に「TDD」又は「時分割複信方式」のように記載されていること。</u> (6) <u>8の(6)の規定を満足すること。</u> 10 [同左] [(1)・(2)] 同左] 10 周波数の使用条件等 (1) <u>アナログ方式用400MHz帯を使用するもの及び348.5625MHzから348.8MHzまでの12.5kHz間隔の周波数の電波を使用するものは、無線設備の耐用年数等を考慮した上で、できる限り早期にデジタル方式の簡易無線局に移行することとする。</u> (2) <u>アナログ方式用400MHz帯を使用するもの及び348.5625MHzから348.8MHzまでの12.5kHz間隔の周波数の電波は、原則として再免許に限り使用できることとする。新設による免許又は工事設計の変更の許可については、当該免許人に現に同一の周波数等が免許されている場合等合理的な理由がある場合に限り使用できることとする。</u>
--	--

附 則

この訓令は、令和6年12月1日から施行する。

○総務省訓令第 号
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令
電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
別表 3（第 8 章関係）識別信号の指定基準			別表 3（第 8 章関係）識別信号の指定基準		
表 1 地方委任局の無線局の識別信号の指定基準			表 1 地方委任局の無線局の識別信号の指定基準		
[1 ～19 略]			[1 ～19 同左]		
20 簡易無線局			20 簡易無線局		
申請者	呼出符号		申請者	呼出符号	
	<u>150MHz帯</u> の電波を使用する簡易無線局であって、呼出符号を指定する必要があると認められるもの			<u>150MHz帯又は400MHz帯</u> の電波を使用する簡易無線局であって、呼出符号を指定する必要があると認められるもの	
	地方局	呼出符号		地方局	呼出符号
	関東	JKX20-JKX99 JKX500 -JKX599 JKZ20-JKZ99 JKZ500 -JKZ599		関東	JKX20-JKX99 JKX500 -JKX599 JKZ20-JKZ99 JKZ500 -JKZ599
	信越	JKX900-JKX949 JKZ9 00-JKZ949		信越	JKX900-JKX949 JKZ9 00-JKZ949
	東海	JKX200-JKX299 JKZ2 00-JKZ299		東海	JKX200-JKX299 JKZ2 00-JKZ299
1 150MHz帯又は50GHz帯の電波を使用するもの（2に掲げるものを除く。） 次のいずれかの構成による。ただし、移動しないものは、数字を付さないことができる。 [ア・イ 略] [2 略] [注 略]			1 150MHz帯、400MHz帯又は50GHz帯の電波を使用するもの（2に掲げるものを除く。） 次のいずれかの構成による。ただし、移動しないものは、数字を付さないことができる。 [ア・イ 同左] [2 同左] [注 同左]		

	北陸	JKX950-JKX999 JKZ9 50-JKZ999
	近畿	JKX300-JKX399 JKZ3 00-JKZ399
	中国	JKX400-JKX449 JKZ4 00-JKZ449
	四国	JKX450-JKX499 JKZ4 50-JKZ499
	九州	JKX600-JKX699 JKZ6 00-JKZ699
	北海道	JKX800-JKX899 JKZ8 00-JKZ899
	沖縄	JKX1000-JKX1099

[21～24 略]

	北陸	JKX950-JKX999 JKZ9 50-JKZ999
	近畿	JKX300-JKX399 JKZ3 00-JKZ399
	中国	JKX400-JKX449 JKZ4 00-JKZ449
	四国	JKX450-JKX499 JKZ4 50-JKZ499
	九州	JKX600-JKX699 JKZ6 00-JKZ699
	北海道	JKX800-JKX899 JKZ8 00-JKZ899
	沖縄	JKX1000-JKX1099

[21～24 同左]

附 則

この訓令は、令和6年12月1日から施行する。